

第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

第1章 推進体制

第2章 進行管理

第1章 推進体制

1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 庁内における推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直し等について審議及び答申を行います。

(3) 広域での推進体制

広域でのごみ処理を行っている期間において、上三川町と下野市の一部（旧石橋町区域）の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、本計画を推進していきます。

第2章 進行管理

1 年次計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく規定により、本計画を着実に実施するため、実効性の高い一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、前年度の取組状況の点検・評価により計画を着実に推進します。

（1）一般廃棄物処理実施計画（年次計画）の策定

年次ごとに実施計画を策定し、排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画、生活排水施設の適正管理等を示し、これに基づき各事業を実施します。

（2）点検・評価

前年度の取組状況やごみ排出量などの実績を点検・評価します。

また、点検・評価結果を廃棄物減量等推進審議会へ報告するとともに、市ホームページ等を通じて市民に公表いたします。

2 情報の公開

広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態、ごみや生活排水に関する身近な情報等を定期的に提供し、意識啓発を行うことで、ごみの減量化・資源化を図ります。

図4-1 取組とその成果の反映

